

青森県防災活動団体連絡協議会会則

第1章 総 則

(目的)

第1条 この協議会は、災害時に住民への支援活動を積極的に行おうとする自主防災組織ならびに防災活動団体等が、お互いの主体性を尊重しながらも、平常時から分野を越えた幅広い交流を行うことで、災害時において協働して支援活動にあたり行政とのパートナーシップをつくることを目的とする。

(事業)

第2条 この協議会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

(1) 平常時

- ①防災の必要性や意義・効果についての啓発活動
- ②災害時における支援活動の基礎的研修企画、実施
- ③市町村における自主防災組織等のスキルアップや訓練への支援
- ④防災研修会や関連団体等への講師派遣
- ⑤自主防災組織や関連団体・機関との連携づくり

(2) 発災時

- ①県内外の自主防災組織、企業、NPO関係者等、市町村ボランティアセンターとの連絡調整
- ②災害時における被災市町村での避難所運営支援と周辺地域支援等

(名称)

第3条 この会の名称は、青森県防災活動団体連絡協議会という。

第2章 会 員

(会員)

第4条 この協議会は、活動目的に賛同し参加する団体会員をもって構成する。

2 会員はこの協議会の目的に賛同し、目的達成のために必要な支援を行うものとする。

第3章 運 営

(役員)

第5条 この協議会に、次の役員を置く。

- (1) 代 表 1名
- (2) 副代表 2名

(役員を選任及び職務等)

- 第6条 役員は、専門部会長会議において選任する。
- 2 代表は、この会議を代表し会務を総括する。
 - 3 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 4 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

第4章 組織

(専門部会)

- 第7条 この会議の円滑な運営を期するため、専門部会を置く。
- 2 専門部会は、会員をもって構成する。
 - 3 専門部会は、部会長を置くものとする。
 - 4 専門部会は、代表がこれを招集する。

(専門部会長会議)

- 第8条 この協議会の活動は、専門部会長会議において決定する。
- 2 専門部会長会議は、代表がこれを招集する。

(事務局)

- 第9条 この会議の事務を処理するため、特定非営利活動法人青森県防災士会内に事務局を置く。

第5章 その他

(会則の変更)

- 第10条 この会則を変更しようとするときは、専門部会長会議において出席者の過半数の同意を得なければならない。

(委任)

- 第11条 この会則に定めない事項は、専門部会長会議で検討する。

附 則

(施行時期)

- この会則は、平成26年6月8日から施行する。